

## 平成26年度第1回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。
  
- 2 開催日 平成26年9月8日(月) 午後2時
  
- 3 開催場所 鹿沼市役所新館 501会議室
  
- 4 出席委員 委員長 貝塚美浩  
委員 高田悦夫  
委員 前橋明朗
  
- 5 審議対象期間 平成25年6月1日から平成26年5月31日
  
- 6 対象案件 総数 287件  
抽出案件 5件  
(内訳) 事後審査型条件付き一般競争入札 5件
  
- 7 協議事項  
委員長の互選について  
事務局から、委員長が不在のため鹿沼市入札適正化委員会条例第5条第1項に基づき、委員の互選により委員長を選任するよう説明があり、貝塚氏が選任された。

## 議事等の概要

### 1 協議事項

#### (1) 委員長職務代理の指名について

鹿沼市入札適正化委員会条例第5条第3項に基づき、委員長が前橋委員を指名した。

### 2 報告事項

#### (1) 発注状況について

事務局から、平成25年6月1日から平成26年5月31日までの発注状況について説明。

#### (2) 指名停止の運用状況について

事務局から、9件の指名停止の運用状況について説明。

#### (3) 談合情報対応状況について

事務局から、審査対象期間内において、談合情報は無かった旨報告。

#### (4) 抽出結果報告

前橋委員より、抽出工事を選定した理由について、鹿沼市入札適正化委員会条例第2条第2号の規定による公共工事の抽出は、事後審査型条件付き一般競争入札の中から契約金額或いは落札率が高いもの5件を抽出した旨報告。

### 3 審議事項

#### (1) 「千渡雨水第三調整池建設工事その1」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市深津
- ・ 環境部下水道施設課発注

#### (2) 「平成25年度市道0017号線冠水対策事業導水管布設工事」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市茂呂
- ・ 都市建設部道路維持課発注

#### (3) 「鹿沼市立栗野第一小学校屋内運動場改築工事（建築工事）」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市口栗野
- ・ 都市建設部建築課発注

#### (4) 「（仮称）北部地区拠点保育園新築工事（建築工事）」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市武子
- ・ 都市建設部建築課発注

#### (5) 「市道7012号線舗装改修工事」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市茂呂
- ・ 都市建設部道路維持課発注

#### 4 抽出案件についての主な質疑

##### <審議案件（１）について>

**委員** 一般競争入札結果報告書に、入札書記載金額と落札決定金額が記載されている理由は。

**事務局** 入札の場合は、消費税抜きで札入れしてきますので、入札書記載金額は消費税抜きのもので、落札決定金額は消費税を足したものになります。

**委員** 入札が平成２５年度中であれば、契約が４月以降になっても５％で契約することになるのか。

**事務局** 工期が入札の時点で４月を越えるものについては、消費税８％で契約することになります。

**委員** 入札と契約の時期で違うということか。

**事務局** 平成２５年１０月以降の契約で、工期が年度内に確保できない場合は８％、３月中に工期が終わるものは５％でした。工期が債務負担行為等で翌年度以降もある場合は、当初から８％で契約します。一般的には３月中に終わるといふことで、５％で契約することになります。しかし、その後、工期を延ばさざるを得ない状況になって繰越しになった場合は、８％になります。

**委員** 当初の工期３月２５日で予定どおり終わったということか。

**工事担当** 工期を変更して繰越しておりまして、現在も進行しており９月末までとなっております。４月１日時点で８％の契約金額に変更しています。

**委員** 工事一覧表に書いてある工期は、当初の予定ということか。

**事務局** そうです。

**委員** 当初に見込んでいた工期より、かかったということか。

**工事担当** 地下水がかなりあったことにより、仮設工事関係の工期がかかってしまった。

**委員** 工期がかかったことにより、費用が増加すると思うがその辺は問題ないか。

**工事担当** その辺の精算もこれからやっていかなければならないと思います。

**委員** 追加工事等になった場合、入札にはどういった影響を及ぼすか。その部分だけ別に契約をし直すことになるか。

**工事担当** その工事内であれば、変更契約になります。完全に別工事となると別に契約することになります。

**委員** すると平成２５年度に行われたこの契約は、９月まで継続されているということか。

**事務局** 設計書を起こしてありますので、工事の内容は全部設計していますから、変更があるものはまず、設計変更をして工事の中身を変更します。そこで、ディープウェル工法等（地下水を下げるために井戸を掘ったり等）が追加に

なればそこの設計を増やして、そこで請負率等をかけて設計変更をするという流れになります。だから最初の契約がそのまま生きているが、それに対して変更があれば、増えたり減ったりする場合があるので、最終的に変更契約するということになります。

**委員** 今、全国的に局地豪雨とか自然災害が多く発生していますが、この工事に限らず何か影響はありますか。

**工事担当** 河川ではないので護岸が崩れたということではないので、特に影響はありませんが、地下水は目には見えないものなので、掘ってみなければわからない部分もあります。

**委員** 終わって見ないと最終的な支払金額は分からないということか。

**事務局** まだ最終的な精算をしていませんので、最終的に増減を精算して変更契約することになります。

**委員** 変更契約はどのようにするのか。

**事務局** 相対でこの場合はやります。変更も設計基準がありますので、それに基づきまして市の方で設計して、その設計した額に請負率を掛けて、変更契約を結ぶことになります。

## <審議案件（２）について>

**委員** 一般競争入札結果報告書で３社のうち１社が辞退で、他の２社の入札書記載金額が同額になった理由は。

**事務局** 電子入札は、最初に公告し参加申し込みをパソコン上で受けます。その時にこの３社から入札の申請があり、実際に札入れの時点になりましたら、１社が辞退で、他の２社が札入れしてきたという状況です。そして入札額が同額になったので、電子くじを行って落札候補者を決定したということです。

**委員** この入札の金額というのは、千円単位、１円単位までは出ないのか。出すことはかまわないのか。

**事務局** 予定価格・最低制限価格は万単位ですが、入札は特に定めていません。

**委員** 入札金額が、同額で出てくることが本当にあるのか。また、１社が辞退した理由は何なのか。

**事務局** 辞退の理由は分かりませんが、通常の入札は、入札に参加しますという意思表示をして、工事の内容を見積もりまして、採算が取れるか判断をします。予定価格を事前公表していますので、それを参考に落札額を予想するかと思いますので、難しいようであれば辞退することになると思います。また、その時の状況で現場代理人の手配がつかない等いろいろなケースがあると思います。

事務局 最低制限価格が設定されているので、検討ができると思います。

委員 予定価格の何%で出してきたということか。予定価格の何%が最低制限価格を下回らない金額になるのか。

事務局 鹿沼市の最低制限価格は、現在89～90%の間で設定されています。

委員 予定価格にその率を掛けるとその金額になるのか。ということは、2社は89%で一致したということか。積み上げて見積もりしてきた数字なのか。

事務局 当然採算がとれるかどうかの判断をするはずなので、中身を精査して見積もりをしていると思います。また、入札では工事費内訳書を提出することになっており、それがないと失格になってしまいます。その見積もりの結果、競争ですので最低制限価格まで下げてきて結局抽選になったと思います。

委員 この工事は、比較的最低制限価格が同じになりやすい工事なのか。

事務局 詳しくわかりませんが、精度の高い積算するソフトがあるようです。あと、積算の条件等も明示しておりますので、そういう条件がきちんとなった中で、それらをソフトにインプットしていけば、ある程度精度の高い金額が出てくるのではないかと思います。

委員 そうすると、見積書の中身は契約検査課の方で見て検討しているのか

事務局 それは事後審査で確認しております。入札金額は同じでも、おそらく見積書の中身は違っていると思います。

委員 入札参加資格の対象ランクについて、説明をお願いします。

事務局 業者は、県や国が行う経営事項審査を受けることとなりますが、その評価点が土木工事の場合で1,200点以上の者としました。なお、鹿沼市内に本店のある業者には主観点を加減していますが、1,200点を超える業者はおりません。構成員になるAランクの業者は、市内に14社あることから、大手建設業者と組むことにより、14組できるということで設定しています。

### <審議案件（3）について>

委員 これは具体的にどういった工事だったのか。改築の意味は。

工事担当 今回小学校の既存の校舎を全て一旦解体しまして、同じ場所に建て替えるという改築工事です。校舎の方は、年度末までに終わっておりまして、今年度の9月30日までに体育館が終わる予定です。

委員 この工事は繰越したのか。

工事担当 当初から2か年、25、26の継続事業で予算は計上しております。

委員 すると25年中に仕事に取り掛かったのか。

工事担当 26年1月から現場着手しまして、3月いっぱい一度25年度分の支払いを済ませております。

委員 これも経済対策か何かなのか。繰越ししてあるが、当初からの予算だったのか。

工事担当 当初から25、26の継続ということで予算措置してあります。

委員 2か年の総額が、171,860,400円の設計価格ということか。

工事担当 予定価格です。

#### <審議案件（4）について>

委員 入札参加形態ですが、単体と共同企業体でやる場合の違いはどこにあるのか。規模の大きさや特殊技術などの条件で変わるのか。

事務局 規模の大きいものは、共同企業体でということはありません。技術的難度の高い建設工事、大規模建築物は概ね3億円以上、また土木のような技術的難度の高い大規模設備等の建設工事は、概ね1億円以上という規定がございます。また、橋梁・トンネルの場合は、概ね2億円以上となっております。これは鹿沼市の規定ですが、目安としてそれくらいの規模であれば、共同企業体という取り扱いをしております。

委員 この工事は、予定価格が2億3千6百万円という金額ですが、共同企業体でなくても、単体で大丈夫ということか。

事務局 発注者の判断になります。発注する部局が、技術的に困難な部分があると思えば、やはり技術力のある業者にやってもらいたい、その辺の判断によると思います。

委員 落札率が高かった理由は何か。

事務局 入札者の考えなので何とも言えませんが、低いというのは最低のラインで抽選になるわけですが、その場合は89%と低くなりますが、それ以外の場合は、各々の業者さんの見積もり額で最低の業者がとるシステムなので、たまたまこの場合は、この金額で落札したということになります。

委員 工事の内容から、ほぼ妥当な金額だったということか。

事務局 工事の内容は特に特殊ということはないでしょ。（工事担当へ確認）

工事担当 特にございませぬ。建築工事につきましては、概ね落札率が高く出る傾向にありまして、やはり粗利率というのですかね、建築工事の場合ですとかなり細かく積み上げていきますので、業者さんのうまみが少ない分高くなることはあるようです。

委員 新築工事ということだが、新設という意味か。

工事担当 鹿沼市内の2つの保育園を廃園しまして、新たな場所にその2つを統合した拠点保育園となる予定です。

## <審議案件（５）について>

**委員** ほ装工事は、今回抽出した中に１件ですが、これと同じ条件付き一般競争入札のほ装工事はどれくらいあるか。

**事務局** ２５年６月から２６年５月まで間に行われた条件付き一般競争入札の件数は、１７件です。指名競争入札ですと２７件です。

**委員** 金額的にはかなり指名競争入札の方が少ないということですよね。

**事務局** 指名競争入札は、予定価格５００万円未満ということです。

**委員** 資料の７ページを見るとかならずしも道路維持課が管理しているところの工事ということではなく、農政課とか水道施設課というのも出てくるんですね。道路の補修改修工事については、たとえば７ページの５番の北赤塚町の農道整備は農政課が担当するんですね。

**事務局** 土地改良で整備して、土地改良だけだと舗装しませんから、その後ほ装工事を出す場合が多いです。ですから補修というより新設になる場合が多いです。水道の場合は、水道工事をやって復旧した時に仮復旧という形で、何年かたって落ち着いたら本復旧という形で、またほ装をやり直すということがあります。区画整理事務所は新しくできた道路のほ装になります。

**委員** やはりこれだけの金額になるということは、条件付き一般競争入札は、面積が大きい、それから長いということなんですか。

**事務局** 一概にそうではありません。５００万円以上についてはすべて条件付き一般競争入札になります。５００万円未満については、指名競争入札になりますので、金額で区切っています。

**委員** 全体の中のどこからどこまでと区切る工事があると思うが、区切れば一般競争入札にはならないが、全体で大きい金額になると条件付き一般競争入札になるということか。

**事務局** 細かく切って受注機会を増やすという場合もありますが、その場合どうしても割高になります。１本で出す諸経費と、３本で３社に区切って出す場合では、工事に係る諸経費が余計にかかってきます。それから、工事期間も１社であれば連続してできますが、３社でやると各々のペースでやりますので、近隣のみなさんに影響を与える部分も増え、分割するには一長一短あります。そういうところで、やり方としてどちらかを選択することになる。ただ、国庫補助事業でやる場合には、諸経費を抑えなければならないので、どうしても１本で一括して出す場合が多いです。